○国土交通省令第二十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空交通管制部に置く課） **第十条**　航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課（札幌航空交通管制部を除く。） （総務課の所掌事務） **第十一条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 2　札幌航空交通管制部の総務課は、前項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。	（航空交通管制部に置く課） **第十条**　航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 （総務課の所掌事務） **第十一条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） （新設）

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十九条第五項及び第七項並びに第五十条第二項及び第四項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百三十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報管理室及び航空気象観測高度化企画調整官） **第三十五条**　計画課に、情報管理室及び航空気象観測高度化企画調整官一人を置く。 2・3　（略） 4　航空気象観測高度化企画調整官は、計画課の所掌事務に関する航空気象業務の高度化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 （高層気象台に置く課） **第七十条**　高層気象台に、次の三課を置く。 総務課 観測第一課	（情報管理室） **第三十五条**　計画課に、情報管理室を置く。 2・3　（略） （新設） （高層気象台に置く課） **第七十条**　高層気象台に、次の四課を置く。 総務課 観測第一課